流通・利活用について

○小樽市空家等流通プラットホーム

令和６年４月より、市内にある流通が困難な空き家を流通・利活用させるために、空き家対策の知識やノウハウを有する専門家が連携し、空き家所有者又は相続人からの相談に対し解決策を検討する組織として、空家等流通プラットホームを立ち上げました。

Q.どんな相談ができるの？

所有している又はこれから所有するかもしれない（相続により）空き家で、流通が困難な空き家（不動産業者に相談したが売却が難しいと言われたもの等）であれば基本的にはどんな相談にも応じます。お気軽にお問い合わせください。

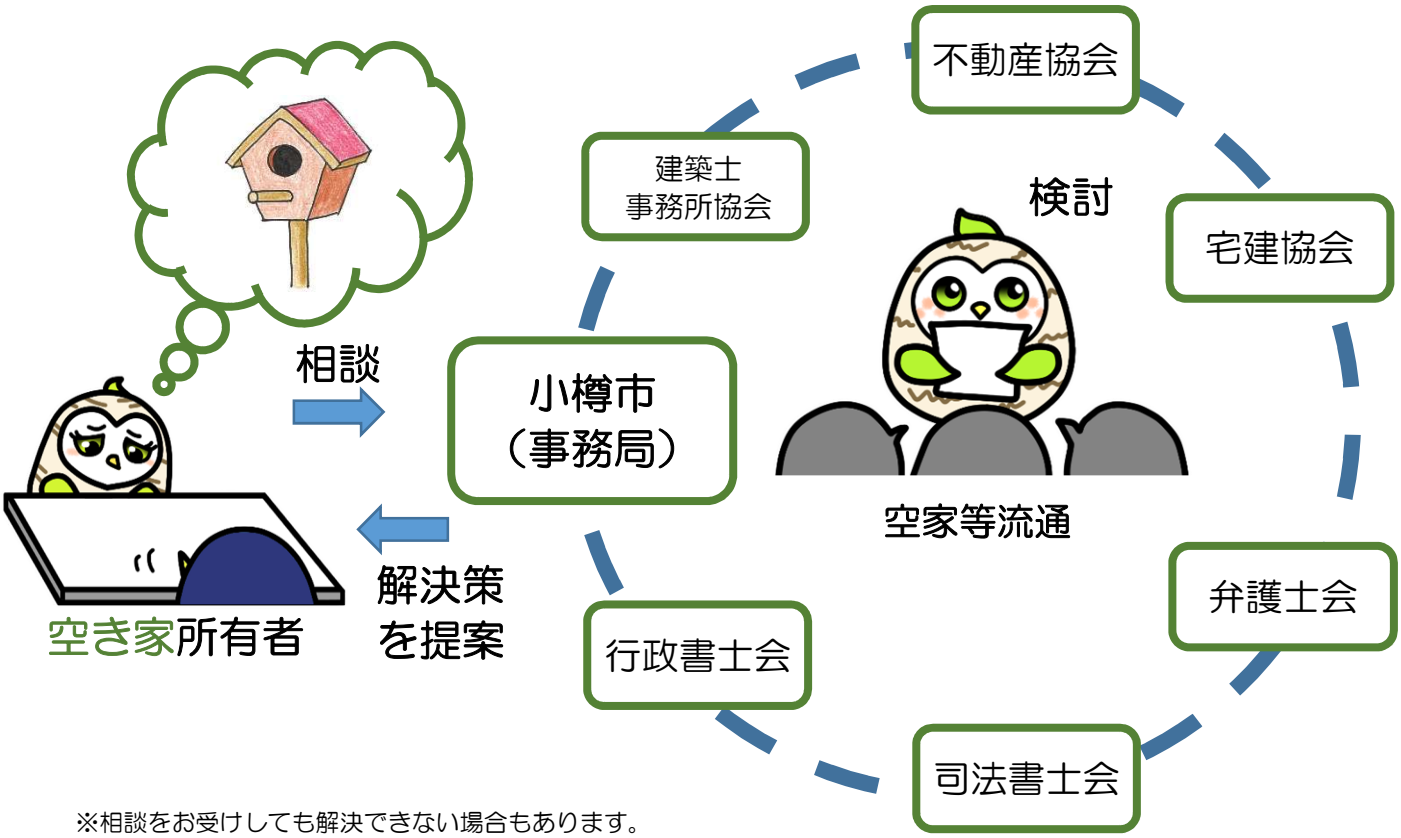

※相談をお受けしても解決できない場合もあります。

※プラットホームへの相談は原則無料ですが、対策を進める上で費用が発生する場合があります。

○北海道空き家情報バンク制度

所有者から売買・賃貸等の希望があった北海道内の空き家情報を、空き家の利用を希望する方に提供する取組として、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として北海道が運営しています。市内の空き家・空き地をお探しの方、空き家・空き地の売買等を希望される方は是非ご利用ください。

■問合せ先：公益社団法人　北海道宅地建物取引業協会　TEL:011-642-4422（代表）
又は建築指導課空き家対策担当（内線7430）にご連絡ください。